

※市外在住者用**令和3年度保育所等利用申込に係るチェックシート
(重要事項確認票)**

以下の確認項目の内容(表面・裏面)を確認し、裏面にある「保護者署名欄」に署名のうえ、利用申込書類と併せてご提出ください。利用申込をするお子さん1人につき1枚の提出が必要となります。

※利用申込に必要な書類については、「保育施設利用のご案内」の16～21ページ及び28～29ページにてご確認ください。

	確認項目
1	利用申込の受付先は、原則お住まいの市区町村の保育担当課となります。お住まいの市区町村において、川口市内の保育施設の利用申込受付を行っていない場合は、川口市にお問い合わせください。
2	利用申込書類の提出期限は、 <u>利用希望月の前月5日</u> (5日が土曜日及び休日の場合はその翌開庁日)川口市保育幼稚園課必着となります。不足書類の提出がない場合は、入所選考の対象外となります。 なお、提出期限後に書類が提出された場合は、次回以降の利用調整での選考対象となります。
3	利用申込後に家庭の状況に変更(勤務先や勤務時間の変更、退職、離婚、子の出生を含む同居者の増減等)があった場合は、選考指数の見直しが必要となる場合がありますので、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課にご連絡ください。 なお、保育施設に内定(あるいは入所)中であっても、勤務時間の減少や事由の変更等により、選考時の指数より低い指数となる場合は、内定取り消し(あるいは退所)となります。
4	選考により内定した時点では、保育施設の利用は決定していません。利用予定の保育施設で実施する内定者面接において、当該保育施設での保育が可能と判断された場合に利用が決定となります。 ※面接はお子さんの参加が必須となります。 ※指定する期限までに面接を受けなかった場合は、内定を取消します。面接期間は前月9日頃から概ね15日頃までです。お住いの市区町村からの内定連絡の際詳細をお伝えします。 ※面接の詳細については「保育施設利用のご案内」にてご確認ください。面接日程調整連絡は保護者から内定施設へ入れます。
5	令和3年5月～令和4年3月の保育施設の利用が保留となった場合の利用申込の取扱いについては、令和3年度(令和4年3月)の利用調整まで有効となります。令和3年度中に利用申込の取下げを希望する場合は、速やかにお住まいの市区町村の保育担当課にご連絡ください。
6	保育施設入所後に次子を妊娠・出産し、入所から1年以内に次子の育児休業を取得する場合は、原則、退所をお願いします。ただし、職場復帰から次子の産前休業に入るまでの、就労期間が3か月以上(有休等、実態として勤務していない期間を除く)で、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業取得中も利用を継続できる場合がありますので、保育幼稚園課までご相談ください。また、職場復帰後の就労期間が3か月に満たない場合は、退所となります。 ※お子さんの状況によっては、育児休業を終了する必要がない場合もありますので、ご不明な点は川口市にお問い合わせください。
7	【出産予定のお子さんの利用申込を行った方のみ該当】 利用申込時点では「仮申込」となり、出生後、利用申込締切日までに「本申込」を行った時点で利用申込完了となりますので、出生後は速やかにお住まいの市区町村の保育担当課で「本申込」の手続きを行ってください。 ※保育幼稚園課へ出生届を提出した旨の連絡を行わない場合、利用申込は取り下げ(無効)とさせていただきます。
8	利用者負担(保育料)については、以下のとおりとなりますのでご注意ください。 ・令和3年4月から8月までは「令和2年度市町村民税(所得割)額」、令和3年9月から令和4年3月までは「令和3年度市町村民税(所得割)額」に応じて算定します。 ・市町村民税未申告の場合やその他必要書類の未提出等の理由により、市町村民税額が確認できない場合の利用者負担(保育料)は、暫定的に最高額での決定となります。 ・保護者の所得金額が33万円未満の方であって、利用申込をしたお子さんの祖父母と同居している場合の利用者負担(保育料)については、祖父母の市町村民税額により算定します。 ・川口市に転入予定がない方は、お住まいの市区町村での決定となります。

(裏面へ続きます)

9	<p>【保育所等の利用開始時点で育児休業又は産前産後休業を取得しており、復帰を目的として利用申込をされた方のみ該当】</p> <p>利用開始月の翌月15日までに、復帰したうえで「就労状況証明書」を提出してください。<u>期限以内に就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。</u></p> <p>※申込児童以外の上記休業を取得している場合においても該当します。</p> <p>※保育施設入所後に次子を妊娠・出産し、入所から1年以内に次子の育児休業を取得する場合は、原則、退所をお願いします。ただし、職場復帰から次子の産前休業に入るまでの、就労期間が3か月以上（有休等、実態として勤務していない期間を除く）で、かつ産後休業に引き続いて育児休業を取得する場合は、育児休業取得中も利用を継続できる場合がありますので、保育幼稚園課までご相談ください。また、職場復帰後の就労期間が3か月に満たない場合は、退所となります。</p> <p>※お子さんの状況によっては、育児休業を終了する必要がない場合もありますので、ご不明な点は川口市にお問い合わせください。</p>
10	<p>【利用希望月の前月末日までに川口市へ転入予定がない方のみ該当】</p> <p>保育施設の利用が決定した場合、<u>入所期間は利用開始月の年度末まで</u>となります。翌年度以降も入所を継続希望の場合は、再度利用申込及び利用調整が必要となります。</p>
11	<p>【利用希望月の前月末日までに川口市へ転入予定がある方のみ該当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育施設の利用の可否に関わらず、必ず利用希望月の前月末日までに住民票の異動をしたうえで、あらかじめ川口市保育幼稚園課の窓口又は郵送にて利用申込<転入後本申込>を行ってください。手続きを行わなかった場合は、利用の決定及び利用申込が取消となります。 「保育施設に入れたら転入する」という方につきましては、転入予定者として取り扱いませんので、ご注意ください。
12	<p>【妊娠・出産を理由に利用申込をされた方のみ該当】</p> <p>保育施設の利用期間は「出産予定日の6週間前の日が属する月の初日から出産予定日又は出産日のうち、遅いほうの日の8週間後の日が属する月の末日まで」となり、<u>利用期間終了後は退所して頂きます。</u></p> <p>※その後も保育施設の利用を希望する場合は、一度退所した後に、改めて利用申込をする必要があります。</p>
13	<p>【求職中を理由に利用申込をされた方及び就労内定の方のみ該当】</p> <p>利用開始日から起算して90日が経過する日が属する月の末日までに基準以上（月64時間以上）の就労を開始したうえで「就労状況証明書」を提出してください。<u>就労を開始しなかった場合は、退所して頂きます。</u></p>

このチェックシート（重要事項確認票）に記載されている内容について確認、承諾したうえで保育所等の利用申込を行います。

令和 年 月 日

署名欄 保護者氏名 _____

利用希望月の前月末日までに川口市へ転入予定のある方は以下の記入をお願いします。

転入予定日	令和 年 月 日
転入に関する書類	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> 不動産売買契約書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 無

現に川口市内に居住している方と同居予定の場合・同居者に変更がある場合は記入をお願いします。（例：父母の実家に引っ越す等）

同居先住所	
同居予定者（全員）	